



いかに たの しい

農委だより

No.32

平成27年(2015)8月

さくらんぼ子に食べさせて母若し

立子

すこやかな食を・・・

女性農業委員研修会

4月24日（金）、女性農業委員研修会を開催しました。

今年度は、「中山間地の農業の振興」と「健康な子どもの体づくり」という願いから、生産した野菜を学校給食に提供する取り組みを学ばれる「木次町学校給食野菜生産グループ」のみなさんと意見交換を行いました。

この野菜生産グループは、平成5年度に9つの生産グループ、会員58名で発足し、ピーク時の平成13年度には、学校給食で使用される野菜の約70%を提供しておられました。現在は、8グループ、会員34名となりましたが、会員の高齢化や後継者不足のなかでも50%を超える量を提供し、子どもたちの食の安全、安心のために活動をおられます。

研修会では、はじめに、毎月開催される定例会の見学をしました。定例会では、各生産グループの代表と木次学校給食センター栄養教諭が、翌月の給食の献立に基づき、生産グ

ループごとの毎日の野菜出荷量を相談し、調整されていきました。

つづいて、木次学校給食センター所長から生産グループのこれまでの取り組みについて、また、生産グループ代表の江角一津枝さんより現状について、それぞれ説明がありました。

その後の意見交換では、「低農薬なので虫との戦いです」「足腰が痛くなくても子どもたちのために少しでも出荷するようにしています」「高齢化のため会員数が減りました」「出荷は、直接、給食センターへ持参するようになっていますが、高齢になって自分では持って行けなくなりまして。家族に持って行ってもらったりしていますが出荷について何か良い方法はないでしょうか」など現在抱えておられる課題をお聞きしました。女性農業委員からも「後継者確保のために、少量でも出荷できるようにしたり、近所で農薬や化学肥料をあまり使っていない人に新たに声がけ



するなどしてみてもどうか」また、「返品が発生するようなことがあるか」など意見や質問を行いました。

木次学校給食センターも、大きさが不揃いであったり虫などのため、野菜の下処理に手間がかかるが工夫して調理され、返品が発生しないように努力しておられました。

児童との交流の機会も持つておられ、その際に子どもたちから「給食の野菜がおいしい」「地域や農業に関心ができた」と言ってもらえ、嬉しく励みになっているとのことでした。様々な課題がある中でも、みなさん一様に「子ども達に野菜本来の味

と季節感を感じられる安全で安心な旬の野菜を食べさせたい」という気持ちで頑張っておられ、その姿に頭が下がる思いでした。いつも、前向きな考え、思いを持っておられ、こちらが元気をいただきました。

木次学校給食センター 坂根栄養教諭からのコメント

野菜生産グループの皆さんの作られる野菜をできるだけ使った給食の提供をしています。

出荷していただいた野菜の生産者さんの名前を子ども達に紹介しています。秋には小学校と幼稚園を交互に訪問していただき、一緒に給食を食べることで交流を深めたり、授業としても関わっていただいています。

こうした取り組みにより生産者さんと子ども達がつながり、お互いが元気になれる顔の見える関係を築いていくことでより一層食育も深まっていくと考えています。

無限な可能性を秘めた農業



委員現地ルポ

今回、三刀屋町六重にあるハウス施設による葉物野菜の水耕栽培を管んでおられる「福德ふぁーむ」の代表 福岡 徳昭さんの圃場を訪れましたので、その取組状況などを紹介します。

福岡さんは、元JA雲南（現JAしまね雲南）に勤務されて、畜産関係や営農指導などの業務に携わっているかたわら、家では稲作と12頭の和牛の飼育も行っておられました。

平成12年度に「がんばる島根農業総合事業」の制度を活用しハウス2棟を建設し、葉ねぎ・チンゲン菜の水耕栽培を手掛けられ、市場の情勢を見ながらサラダ菜・サンチュ・ミニセロリー・みつ葉等多品目の葉物野菜を栽培・販売が行われ始めました。

平成14年度に育苗ハウス1棟・平成17年度と平成19年度には「たち上がる産地育成支援事業」によりそれぞれハウス1棟が建設され、これを機に勤務先も退職されて本格的にハウス栽培に取り組まれました。

更に平成20年度にも1棟増設されて現在では6棟のハウス（合計面積1,426㎡）で、「みどりちゃん」ブランドとしてサラダ菜・サンチュを中心とし、その他レタス栽培で経営されています。

販売先は、JAしまね雲南・産直市場・地元青果市場と近場ですが、食べる人が安心し、そして満足できる健康な野菜づくりに重点を置き、平成23年より「美味しまね」の認証も取得されています。

施設と栽培に関する特徴は、水耕栽培の原水は地下60メートルからの地下水で、養液の温度管理は高設栽培ベンチ内にチタンパイプを配管し、夏

はこの地下水で冬はボイラーによる温水を循環し水温調整を冬場は18℃（夏場20℃に、冬場の室温管理は温風機使用で最低でも6℃を保ちながら、炭酸ガス発生装置を施用することによって野菜生産の回転率アップが図られています。

養液は、配合肥料を使用し、毎月養液検査の結果に基づいた肥料を施して良質な商品づくりの確保や病害対策に努めておられます。

また、生産効率を高めるために太陽熱温水を活用したパネルや育苗箱の温湯殺菌・細霧冷房による環境改善も行われています。

作業は、奥さんと常時雇用4名の方ですが、福岡さんは早朝から収穫や出荷・液肥管理などの作業を精力的にこなされています。

福岡さんからは、「無限な可能性を秘めた農業」と明るい未来に向けた話や、チャレンジし続ける姿勢・失敗を恐れず失敗を生かし、あきらめない事、今に満足することなく常に進化していく事・目先の収支も大事だが長期を見ることも必要である等々と前向きな言葉が聞かれました。



新規就農を支援します!!

雲南市、島根県では新規就農を目指す方に対し様々な研修やサポート制度を用意しています。今回、主なものを紹介します。農業をはじめたいあなたのチャレンジを待っています。

○雲南市事業

雲南市就業サポート事業
雲南市で新たに就農を希望される方への支援事業で、市内の農業者（認定農業者等）を研修先に、農業経営や農業技術を学びます。
この事業によりこれまでインターン者2名が新たに就農されました。

【サポート内容】

1. 傷害保険加入や生活費支援（月額12万円（市内在住者は9万円）。中学生以下の子供を同伴する場合は上乘せあり）により研修中の生活をサポートします。
2. 自営就農される場合は、就農準備金や農地情報の提供など、就農をサポートします。
3. 住まいの紹介や地域とのつながりなど、定住後の生活をサポートします。

【研修期間】

- ・雇用就農を目指す方 最大1年間
- ・自営就農を目指す方 最大2年間

【応募資格】

- ・満18歳から概ね40歳までの人

- ・雲南市に定住し就農できる人
- ・普通運転免許証を有する、または取得予定の人
- ・研修中及び就農後、地域の行事に積極的に参加できる人
- ・お問い合わせ

雲南市産業振興部農林振興課
0854-4011051

研修生の受入条件

1. 応募資格
 - ・年齢として満18歳から概ね40歳までの人
 - ・普通運転免許証を有する人（取得予定の方）
 - ・研修先が希望する人（認定農業者等）
 - ・研修中及び就農後、地域の行事等に積極的に参加できる人
2. 研修期間
 - ・自営就農を目指す方：1年間（研修期間1年間）
 - ・雇用就農を目指す方：1～2年間（研修期間1～2年間）
3. 保険制度
 - ・研修中は傷害保険・国民健康保険・国民年金は自己負担
 - ・研修後は農業協会の負担

研修の流れ

1. 研修生の募集・相談
2. 研修生の募集・相談
3. 研修生の募集・相談
4. 研修生の募集・相談
5. 研修生の募集・相談
6. 研修生の募集・相談
7. 研修生の募集・相談
8. 研修生の募集・相談
9. 研修生の募集・相談
10. 研修生の募集・相談
11. 研修生の募集・相談
12. 研修生の募集・相談
13. 研修生の募集・相談
14. 研修生の募集・相談
15. 研修生の募集・相談
16. 研修生の募集・相談
17. 研修生の募集・相談
18. 研修生の募集・相談
19. 研修生の募集・相談
20. 研修生の募集・相談
21. 研修生の募集・相談
22. 研修生の募集・相談
23. 研修生の募集・相談
24. 研修生の募集・相談
25. 研修生の募集・相談
26. 研修生の募集・相談
27. 研修生の募集・相談
28. 研修生の募集・相談
29. 研修生の募集・相談
30. 研修生の募集・相談

○島根県事業

「しまねアグリビジネス実践スクール」

担い手の確保と新規就農者の経営安定のフォローから若手農業者の経営力養成まで幅広く行います。受講料無料（昼食代別途要）

①若手農業者経営力養成コース（受付終了）

②新規就農者基礎研修コース
農業への心がまえ、土壌、農薬、肥料に関する基礎知識、農業機械の基礎など学びます。

● 第1回平成27年7月（終了）

● 第2回平成27年11月

● 第3回平成28年2月

会場 島根県立農林大学校

③受入農家研修コース（受付終了）

④農業女子研修コース（27年度新規）
「農業女子」を対象に農業とくらしの最適なバランスを見つけてもらうコースです。

● 第1回平成27年7月（終了）

● 第2回平成27年8月

● 第3回平成27年10月

● 東部会場

かやぶき交流館（松江市八雲町）

⑤集落等派遣コース

集落、産地での担い手の確保を図るため、就農を希望する方を人材派遣会社で雇用し、集落、産地に派遣して研修を実施します。

②③⑤のお問い合わせ先

（株）パソナ パソナ松江（事業運営受託者）

電話 0852-3113438

島根県農業経営課

担い手育成第2グループ

電話 0852-2215394

農地情報の公表について

平成26年の農地法の改正により農業委員会は農地台帳の作成と、併せて台帳の一部をインターネット等で公表することが義務付けられました。これは公開される農地の情報を基に農地の有効利用や集積を円滑に進めることを目的に実施されるものです。「全国農地ナビ」で検索してください。また、農業委員会窓口でも閲覧することができます。

※農業委員会窓口での閲覧には申請が必要です。農地の所在地番が分かるようにしてお出かけください。

インターネットでの公表	農業委員会窓口での閲覧
<ul style="list-style-type: none"> ● 農地の所在、地番、地目（現況）及び面積 ● 賃借権等の種類・存続期間 ● 遊休農地の措置の実施状況 ● 農振法・都市計画法の区域区分 	左記の内容に加えて次の内容が閲覧できます。 <ul style="list-style-type: none"> ● 所有者の氏名・名称 ● 賃借人等の氏名・名称

<http://www.alis-ac.jp>

掛合町の有元一紀さん（32歳）は、2年前に兵庫県から家族4人で鳥根県へIターンを決意。ハローワークに照会し、これまでの旅行業の経験を活かせる(株)吉田ふるさと村に就職。その後、住居は就職先から定住推進員を紹介され、「農地付空き家活用制度」を利用。農業の経験はないが、田舎に住むなら農地があってもいいと購入しました。



Iターンで遊休農地と空き家を購入!

そして、夢は「会社で旅行プランを開発し、山陰への観光客に市内を訪ねて欲しい」とのことです。



別段面積の設定について

すでに農地をお持ちの方で、農業経営の拡大や農地集積をお考えの際に農地を取得される方は、別表の面積を上回ることが必要です。

本市農業委員会では、平成24年11月に、農地の所有権等権利を取得する際の下限面積を区域（各町）により、20アール、30アールに見直しております。

下限面積（別段面積）のお知らせ

【別表】

～ 農地を取得する場合、取得後「別段面積」に足りない場合は、原則許可されません ～

区 域	下限（別段）面積	区 域	下限（別段）面積
大 東 町	30 a	三 刀 屋 町	30 a
加 茂 町	20 a	吉 田 町	30 a
木 次 町	20 a	掛 合 町	30 a

農地の取得は、農地法により「下限面積（北海道を除き）は原則50アール以上あること」とされています。ただし、地域の実情を踏まえて、別段面積を農業委員会の判断で定めることができます。

農業従事者の減少などにより遊休農地が増大し深刻な状況を打破するため、意欲のある新規就農者を受け入れ、荒廃農地の解消等を目的としたものです。
この見直しによる農地法第三条の許可は、8件です。（7月1日時点）

また、別段面積の見直しにあわせ、**遊休農地と空き家をセット**で売買する場合、特例で取得面積の下限をさらに引き下げ、1アールに設定しました。

近年、農ある暮らしを求めUターン希望者が増えています。また、空き家所有者からも空き家と農地を一括で処分したいとの声も高まっています。こうした実態も踏まえ、雲南市と市農業委員会では、「農地付空き家活用制度」を新設しました。
この制度を活用した農地の取得は、7件です。（7月1日時点）

農地の権利を取得する場合

すでに 耕作等をしている農地の面積

+

新たに 権利を取得（借りる、買う等）する農地の面積

↓ 合計

20～30アール以上であること。

新たに権利を取得する農地だけの場合もこの面積

平成27年度の目標及び その達成に向けた活動計画（要旨）

I 優良農地の確保に向けた取り組み

目 標	遊休農地の解消面積 10ha		
現 状 (平成27年3月現在)	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	割合 (B/A×100)
	4,122ha	74.9ha	1.82%
課 題	農業従事者の高齢化や担い手不足、有害鳥獣被害の拡大、農産物の価格低迷などにより、谷あいの農地を中心に遊休農地が増加している。		
活動計画	農地の利用状況調査 (町ごとに班編成)	調査実施時期	調査員数 (実数)
		10月～11月	60人
	遊休農地への指導	利用意向調査実施時期：4月～5月、2月～3月	
調査結果取りまとめ時期	12月～1月		

II 認定農業者等担い手の育成及び確保

目 標	認定農業者				
	2経営				
現 状	農 家 数	4,545戸	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
	うち主業農家	157戸	82経営	9法人	2団体
	農業生産法人数	27法人			
課 題	小規模の兼業農家が多く、農業従事者の高齢化や後継者不足から担い手の育成・確保が難しい状況である。				
活 動 計 画	農林振興課・担い手育成支援室等と連携し、担い手候補者の掘り起こしのため、情報提供を行うとともに、各種研修会や相談会を開催する。また、「人・農地プラン」を基に、担い手農家への支援を行うとともに、農地中間管理機構等の制度を活用する。				

III 担い手への農地の利用集積

目 標	集積面積 30ha (2法人の農業生産法人化)		
現 状	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	4,122ha	701ha	17.01%
課 題	平場地域においては、圃場整備を契機として法人への利用集積が進みつつあるが、山間地域においては、圃場の条件も悪く、農地の受け手がいない。		
活 動 計 画	昨年度策定された「人・農地プラン」に基づき、担い手に農地利用集積が進むよう取り組む。また、担い手育成支援室会議で市、県、JA等と担い手の情報を共有し、利用権設定等により農地集積を進める。		

IV 違反転用への適正な対応

目 標	解消面積 0.4ha		
現 状 (平成27年3月現在)	管内の農地面積 (A)	違反転用面積 (B)	割合 (B/A×100)
	4,122ha	0.9ha	0.02%
課 題	違反転用は毎年発生している状況であり、その都度指導を行い、転用申請書の提出、追認処理を行っている。		
活 動 計 画	<ul style="list-style-type: none"> ○7月…ホームページや農業委員会だより等による周知活動を行う。 ○10月～11月…農地の利用状況調査に併せて農地パトロールを実施する。 ○1～2月…農地パトロールにより取りまとめたことについて、地権者へ指導する。 		

遊休農地対策

地域自主組織「日登の郷」 菜種くらぶの取り組み

寺領小学校近くの通学路沿いの竹林化していた農地を、子ども達の通学の安全と遊休農地解消を目的に、生い茂っていた竹を10年ほど前に伐採し重機を使い畑に復旧し、



菜種栽培を始められました。

毎年、寺領小学校の児童を対象に菜種の刈取り体験が行われます。今年も、6月4日に6年生10名が参加し、晴天の中、刈取りが行われました。天日で10日間ほど干した後、出雲市の精油所で精製し約9ℓの菜種油ができるとのことです。

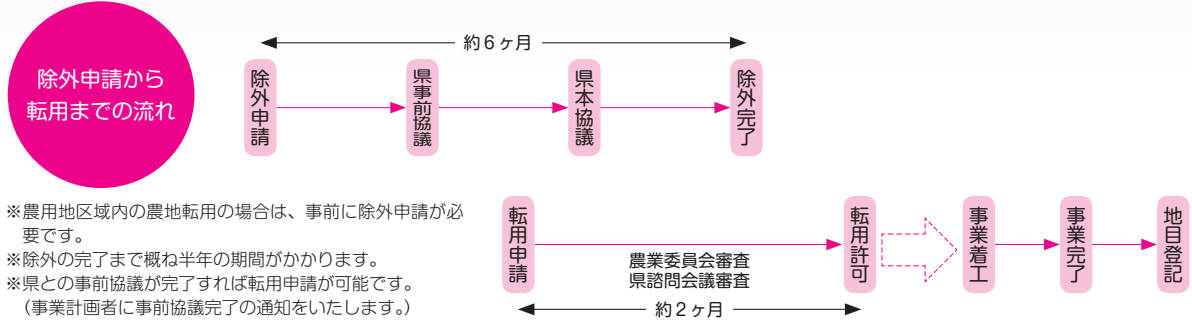
できた菜種油は、寺領小学校で食育教育の一環で栽培しているサツマイモの天ぷら調理に使用されます。

菜種は、苗の時にはおひたしにしておいしくいただき、春には菜の花を愛で、種は搾って菜種油に、その搾りカスは肥料として畑へと循環、無駄のないエコな作物です。



なくそう農地の無断転用

許可を受けずに農地を転用した場合や、転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合には、農地法に違反することとなり、工事の中止や原状回復等の命令がなされる場合があります（農地法第51条）。また、罰則の適用もあります（農地法第64条、第67条）。



ちよっと いっぶくー そばー

日本の伝統食「そば」。今のような麺類として一般に普及するのは、江戸時代からといわれています。それまでの主な食べ方は、そばがきといわれるそば粉を練って団子状にしたものをだし汁につけて食べていたようです。そばには、高品質なたんぱく質が豊富に含まれ、血圧降下作用があるルチンは、そば粉だけではなく植物全体にも含まれています。比叡山延暦寺の荒行「千日回峰行」。修業は五穀断ちで、食えることができるのは少量の野菜とそばのみ。そばは生命維持に必要な栄養素を含んでいるといえます。

私たちが食べている普通そばは、タデ科の一年生の草本植物で、他花受粉の作物。品種は、5月上中旬に播種し7月上旬に収穫する夏そば、8月上中旬に播種し10月下旬に収穫する秋そばがあり、秋そばが風味がよいとされる。そばの近縁種に高ルチンが注目される「ダツタンそば」は、茎葉を野菜、根茎が漢方薬として利用される「宿根そば」である。

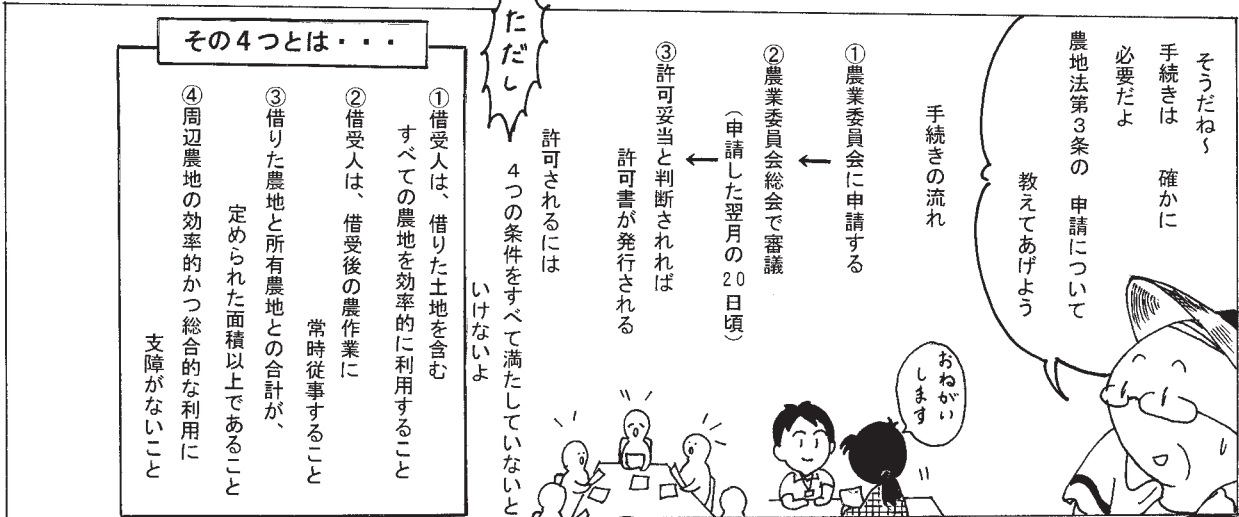
そばは、播種後20日くらいに開花期を迎え60〜70日程度で成熟する短期作物であるが、そばの根は茎と葉の発達に比べ著しく悪く、排水の悪いところや、やせた土では発達が特に悪く、成長が劣り収量が低くなる。土地を選ばないとよく言われるが、品質と収量を確保する良好な生育には、自然条件はある程度必要である。

国内で流通しているそばは中国、アメリカなどからの輸入が約8割で、香りや風味が良い国産そばは2割しかない。近年は、そばの加工・利用に関心が高く、消費量は増加傾向にある。国内生産量の増加が求められる。



教えて！のんちゃんはかせ

ワイワイワイ



※その他の方法として、手続きが簡単な農業経営基盤強化促進法による利用権設定があります。次号で解説します。

編集後記

全国的に、地方創生でずいぶん賑わっています。まず、増田元総務相を座長とする「日本創生会議」（民間団体）が人口動態の都市部集中による数値を発表し、本県などは、随分悲観的な思いを味わった処だが、今度は、大都市高齢者の地方移住策の推進。また、政府の2016年度予算（素案）では、東京圏など大都市から地方への高齢者の地方移住、受け入れ拠点の整備に向けたモデル事業を新型交付金で支援するという。▼高齢者の地方移住策や、政府による「安保法案」や憲法解釈など、また東京オリンピックに向けての各整備の国と都との費用負担の応酬の模様など、私たちには極めて粗い話に聞こえます。何故だろう。因を求めれば、学者論の部分採りや丸呑みあたりだろうか。ともかく識者や行政域による咀嚼の跡がみられなかった。▼地方創生の中心課題は、人口の地方への取り戻しです。県中山間地域研究センターの藤山研究統括監のもとには県内外の自治体などから地域人口ビジョンや総合戦略の相談が押し寄せているという。全国唯一の存在は此処に来ても輝いている。同所で開発した人口予測プログラムでは欲しいデータがかなり容易に取り出せるという。▼本県の中山間地域における2009年から14年にかけての人口データを基にした分析によれば、合計して1335組、3115人の定住を今よりも増やせば222の小学校区・公民館区すべての人口安定化は見えてくる。これは14年の同地域の総人口30万3456人の1%に当たり、平均して1%の人口を今よりも多く取り戻していけば地域人口の安寧を得られそうだ。米国発の大きな話も必要だが「どちはんじやく」な論はこの地域には似合わないだろう。

(情報委員長)

農委だより いなていめ 第32号 平成27年8月発行 表紙写真：橋本 博 発行 雲南市農業委員会 編集 情報委員会 雲南市木次町新市426-7 TEL: 0854-40-1092 / FAX: 0854-40-1068